

第7回 菊陽町協働の仕組みづくり検討委員会会議録（要旨）

1 日時 平成22年4月20日（火） 午後2時00分～午後4時30分

2 場所 菊陽町役場2階 庁議室

3 委員会概要

（1）開会

（2）委員長あいさつ

（3）議事 条例素案について

（4）事務連絡

（5）閉会

4 議事要旨

○今後のスケジュールについて

・今回（第7回）と次回（第8回）で条例素案に定める事項を検討し、第9回の委員会で条例形式にして検討する。そして、修正した条例素案を第10回の委員会で確認し、町長へ提言する。その後のスケジュールについては、提言（条例素案）を基に行政内部で検討し、条例案の作成、パブリック・コメントや住民説明会などを行い12月議会に上程。平成23年4月から施行の予定で進めたい。

○（仮称）菊陽町町民参画・協働推進条例について（資料1、2）

・（資料1）前文、第1章は総則（条例の目的、定義、基本原則など）、第2～4章は情報共有、町民参画、協働の三本柱、補則、附則で構成。

今回は第3章第1節まで検討する。

（前文）

（資料2 P2）

・住民ワークショップ、コミュニティ検討委員会、職員プロジェクトの意見書、当該委員会からいただいた重要な意見を挙げている。また、今後の委員会の意見を前文に入れたい。

（目的）

（資料2 P2）読み上げ説明。

・住みたい、住み続けたい、住んで良かったと思える町を、この条例の柱である情報共有、町民参画、協働により目指して行くことを定めている。

【主な意見等】

・総則部分の検討になり、条例という法規範の形にするからには権利として、制度としての何かを保障する意味合いがある。なぜこの条例を作るのかという内容を整理するのが総則の部分であり、目的はさらにこの条例が目指している内容を明らかにする必要がある。

(定義)

(資料 2 P3) 読み上げ説明。

【主な意見等】

・定義規定はほとんどの法令に定めてある。人によって解釈が違くと困るので、解釈を合わせるという意味で定める。「この条例で〇〇とは××です」と定義して、解釈による混乱が生じないようにする趣旨である。この条例が取り扱おうとしている内容に照らして「規定は十分なのか」、「こういう定義も必要ではないか」などの検討が必要である。

委員：資料の○と●の違いは。

事務局：○は前回（第 6 回）の資料から変更が無い項目。●は一部表現を変えたものや新しく追加したもの。

委員：「町民公益活動」とはどのようなものか。

事務局：「コミュニティ活動」との違いがわかるように定めた。「コミュニティ活動」は自治会などを中心とした地域での活動、「町民公益活動」は地域に関わらず活動しているボランティア活動など公益性のある活動と定義する。

委員：NPO はどこに入るのか。公益性はあるが、収益があってもよいか。

事務局：町民公益活動に入る。運営するための収益は認められている。

委員：「町」は、自治法上の執行機関を挙げているかと思うが、議会の扱いをどうするか。

事務局：当該検討委員会のメンバーに議会選出委員が入っていない。自治基本条例や住民参加条例に議会について定める場合、議員をメンバーに入れて検討することが一般的である。

また、先に町の執行機関の部分だけ定めて、将来的に議会の部分を加える場合

がある。事務局としては、検討委員会の中で議会についても検討してよいが、条例に盛り込むことは考えていない。

それから、「町」の定義に町長、教育委員会などを定めているが、選挙管理委員会や監査委員は中立的な立場の組織であり、町長、教育委員会などと同じ扱いでよいのかという疑問もある。

委員：基本的には、町政全般に対して町民参画や情報共有などが徹底された方がよいことが総論的にある。しかし、選挙管理委員会や監査委員などをここに含めない考えも成り立つ。選挙事務や税金の徴収などは法令上行う仕事が定型的に決まっているからである。専門用語では距離保障と言うが、住民の声から一定の距離をわざと置いた状態で制度を保障した方が正しいという部分もある。

- ・「町」はある意味町民の相手方の様なイメージを受ける。町民に対しての相手方が町であり、その施策に対して参画するので、そういう意味合いでの町ということで良いのではないか。

事務局：「町」は「町長等」という表現になると思うが、選挙管理委員会、監査委員などを「町」の定義に含めるかどうかという意見と、町と町民という感覚で良いということであれば、「町」の定義は「執行機関」と表現する方が条例になじむのか、事務局でも悩んでいる。

委員：「町」を町長や教育委員会などと定義すると、目的規定の中に、「住みよい町」という表現が出てくるので、「町」のとらえ方がわかりにくい。「町」を町長や教育委員会などを指すように定義することに疑問がある。

- ・「町民と町との協働」といったときの「町」は「行政」という意味であり、「住みよい町」の「町」とは違う。
- ・定義の「町」は執行機関というイメージがあるが、選挙管理委員会や監査委員などのように、厳密厳正な手続で、横やりを入れられないような、それが本来仕事であるようなものもあるので、この定め方は工夫が必要である。まちづくりの「まち」と、行政組織としての「町」の定義をはっきりする必要がある。
- ・少なくとも目的規定の「町」はひらがなで「まち」、あるいは「菊陽町」と表現する方がよい。

- ・都合良く解釈されないように定める必要がある。
- ・自治法上の「執行機関」とした場合、選挙管理委員会や監査委員など全部入ってしまう可能性があるが、これとこれは除くという表現にすると、行政組織としての「町」という意味になるのではないか。

事務局：「町」は「町長等」とし、「町長、教育委員会、・・・」と列挙するのか、「執行機関」とするかのいずれかだと思う。条文中の「町」をひらがなで「まち」にするか「菊陽町」にするかとは別問題として考えたい。

委員：「町」を「町長等」と変えるとのことであるが、団体としての町、団体意志の形成の主体としての町であれば「町」でもおかしくないと思う。「町長等」となるとちょっとニュアンスが変わってくるので「町民」と「町」でもおかしくないと思う。

- ・「町」の定義がしっかりすると、本文の中で「町」という表現を使っても混乱しない、「町長等」では逆にわかりにくい。町民が参画するのは町長の補助機関や執行機関ではないと思うので、このあたりは検討して欲しい。

(基本原則)

(資料 2 P3) 読み上げ説明。

・最初の●について、前回の資料では「コミュニケーション」という表現が入っていたが、情報共有はコミュニケーションを図ることも含まれると考え、今回からコミュニケーションという表現をなくした。

・2番目の●は、新しく追加した。今回の条例は、情報共有、町民参画、協働の三本柱であり、基本原則に協働についての項目が必要であると考え追加した。

【主な意見等】

委員：書かれていることは間違いないと思うが、基本原則はこの四つだけで抜けがないと言えるか。また、それはどうやって証明できるのか。

- ・具体的な情報共有や町民参画、協働の制度、仕組みとしての条例の前提となる基本的な考え方はこれであるというある種の宣言であり、全て網羅しているかどうか検証することは非常に難しい。
- ・例えば、ある人が個人の利益に繋がる町民参画をしようとして、この基本原則の

どこに抵触して「それはだめですよ」といえるのか。

事務局：基本原則ではないが、(町民の責務)に個人の利益ではなく、全体の利益を考えて参画することを定めている。

(町の責務)

(資料2 P4) 読み上げ説明。

【主な意見等】

委員：二番目の○について、「行政組織の環境整備」というのがよくわからない。

- ・「組織の」という言葉があり、「環境整備」はその組織で働いている人の環境を整備するように読める。

事務局：町民参画を進めるため、行政内部の組織づくりを行うことを規定しており、体制を整えて説明責任を果たすことである。

委員：そういう趣旨であれば「行政組織の編成及び運営」とする方がわかりやすい。

- ・一般の町民は「環境整備」と言われてもわからない。
- ・行政用語としても使わず、聞いたことがない。
- ・町の責務として定める必要があるのか。意見や提案などに応答することが責務であり、その方法については責務ではないのでは。組織を変えることが目的ではなく、意見や提案に対して応答することが責務である。
- ・「ビジョン」という言葉が気になる。カタカナ言葉が条文になじまないということではなく、ニーズやコミュニティはまだよいが、何をビジョンというのか理解しづらいため、「計画案等」とした方がよいのでは。

(町民の権利)

(資料2 P4) 読み上げ説明。

- ・●については、成人でなくとも参画の権利があることを規定している。

【主な意見等】

委員：三番目の○について、学ぶ権利は情報を求める権利とは違うのか。

- ・これは P11（学習の場）に繋がるのか。単に情報を求めるだけでなく、「学ぶ場をつくって欲しい」ということを権利として言えるということか。

事務局：町政について、ともに学ぶ機会を設けることや町民から学ぶ場を設置するよう求めることができることを定め、情報を求めるだけでなく、ともに考え、学ぶ権利を定めたい。

委員：「権利を有する」と定めると厳しいのではないか。例えば大勢の町民から要求された場合、どうやって権利を確保するのか方法が難しいと思う。

- ・ここに町議会が出てきても大丈夫か。

事務局：検討委員会として、議会の情報も求めることが重要であるということであれば素案に定める。委員会が「定めるとまずい」という意見であれば抜かなければいけないと考える。

委員：菊陽町の情報公開条例の扱いはどうなっているか。議会の議論は公にされているか。

事務局：議会に関しては定めていない。（後、訂正）議会本会議は議事録も公開されているが、委員会に関しては公開しない部分もある。

委員：情報を求める権利を町民が持っても、言えない情報は言わなくてもいいということがあるのか。

事務局：執行機関、議会ともに外に出せない情報はある。

委員：●の項目は他の3つに比べて違和感がある。ここだけこだわりすぎではないか。

- ・町民の定義に通学している人も入っており、町民の中には満 20 歳未満の人も入っているのでは。

事務局：例えば住民投票する場合、公職選挙法に基づく選挙であれば 20 歳以上ということになるが、町の重要事項を決める投票を行う場合に、必ずしも 20 歳以上ではなく、

例えば18歳以上とするなど、自分達のまちの計画に未成年でも参画できることを定めている。

委員：これを定めると、例えば「75歳以上～」なども考えられるのではないか。

- ・住民投票のことを考えて強調したいということだが、住民投票であれば別に実施条例で定めれば済むので、わざわざここで目を引くような規定が必要なのかという考え方もある。

事務局：将来を担う子ども達にも何か権利を与えたいという意味合いもある。他の自治体の住民参加条例や自治基本条例を見るとこういった項目が入っているものもある。議会に情報を求める権利は委員会として定めるということによろしいか。

委員：情報公開条例の実施機関に議会が含まれていない以上、この条例に議会のことを定めると唐突な感じがする。執行機関に加えて議会に対しても情報公開請求権を有するタイプの条例と、執行機関と議会それぞれ別に情報開示請求権を有する条例を定める二つのパターンがある。

情報を求める権利を有するという一条文だけで、具体的に「この情報を出して下さい」、「コピーを下さい」とは言えない。議会としても「執行機関の組織と議会は全然性質が違うから一緒にしないでくれ」という反論が出たらもっともだと思う。

事務局：削除すべきか。

委員：先ほどの定義規定からすると議会は別立てなので、情報公開請求制度も別立てとしてもおかしくない。

国は、国の機関に対する情報公開法と、衆議院用、参議院用という別の情報開示請求を実現するルールがある。理屈上は、議会は国民の代表であり、遠い存在ではない。このように事情が全然違うから情報開示を求めるルールもまた違う事情に応じて別立てというのが普通の考え方である。この条例には定めない方がいいと思う。

事務局：本町の情報公開条例の実施機関に議会も含まれているので、先ほどの説明は訂正する。

委員：情報公開条例の実施機関に議会が定められていれば、既に町民は議会に対して情

報を求める権利を有していることをこの条例で確認するだけなので、何らおかしいことはない。ただし、急にこの条文で議会を定める必要があるかどうかはまた別である。

事務局：議会については検討する。

委員：議会については悩ましい面もあるので検討して欲しい。情報公開条例の関係から議会についてこの条例に定めてもおかしくないが、そもそも参画条例に議会を対象として入れるかどうかの整理が必要。

(町民の責務)

(資料 2 P4) 読み上げ説明。

【主な意見等】

委員：町民相互の自由な「発言」を「考え」にしてはどうか。「発言」という言葉により、感情をコントロールしないで発言することもあると思う。

- ・事務局として「発言」とした理由はあるか。

事務局：何かを言ったことで、疎外されないという意味合いがある。

委員：「考え」は頭の中にあり、外にでなければわからない。

- ・自由な発言と P3 に定めている宗教との関わりはどうか。自由な発言だが宗教的な発言をされたら困るのでは。そこの兼ね合いは。

事務局：発言を認める、認めないというのは別の問題だと思う。仮に宗教的な片寄った発言があった場合、それを理由に疎外してはいけないという意味合いがある。極端だが言論統制のようなことはしないということ。

委員：P3 に定めてある「宗教は除く」とは、町民公益活動の言葉の定義であり、P12 (コミュニティ・交流の場) で、町が町民公益活動を促進するために支援する対象として宗教活動は除くという限定的な歯止めであり、発言は宗教的な内容であっても多少はかまわないのではないかという整理もできると思う。

(情報共有)

(資料 2 P5) 読み上げ説明。

・前回の資料では(情報共有)、(コミュニケーションの方法)と別立てであった部分を(情報共有)に統一した。

【主な意見等】

委員：住民は様々な意見を持っているが、伝える機会がなくそのままになっていることがある。例えば広報紙の裏側を封筒になるようにし、町へ意見提出できるようにすればいろんな形で意見を得ることができると思う。

町民モニターやタウンミーティングに出席する人は同じような人が多いと思うので、片寄らない意見が届くと思う。

・〇のところは良いが、・の項目はとても具体的に定められており、このまま条例に定めると執行機関は身動きがとれなくなって大変だと思うが。

事務局：〇の項目だけだと抽象的で具体性がなく、今回の資料の様に具体的に定めすぎると身動きがとれなくなるのでその中間を目指したい。今回の資料ではまだ整理ができていない。

委員：これは整理をすべきである。あまりに具体的に定めると身動きがとれなくなるので心配である。

・情報共有を目玉にしているが、いままでに無い方法がここに示されるのか。それとも今までの延長なのか。

事務局：いままでに無いようなものを出したい。

委員：情報共有は重要だと思うが、情報が出れば出るほど問い合わせが増える可能性があり、情報の出し方や、そこから得るものの整理など、そういうものも併せて考えなければ収集が着かなくなるのではないかと心配になる。良いことをしても逆に町の対応が悪くなったとなりかねず、情報共有は重要だが難しい。

・事務局の説明にもあったが、どのあたりまで条例に定めるか、時間をかけて考えて整理して欲しい。

(町民参画の方法) (町民参画の対象) (町民参画の時期)

(資料 2 P6・7) 読み上げ説明。

【主な意見等】

委員：参画の対象で議員提案条例とあるが、提案はあるか。

事務局：ほとんどない。

委員：町民参画の手続を要しない項目が4つだが、本当にそれだけで大丈夫か。4項目意外に「特別な事情で町が進めなければならないもの」を入れなくてもよいのか。緊急でもなく、軽微なものでもないが町民参画手続を実施せずにやらなければならないものは本当に無いのか。例えば、町が道路を造る事業などは、土地の買収などが関係するので町民参画手続を要しないものに定める必要があるのではないか。そういうものを定めなければ後で町は苦しむのではないか。

事務局：条文化する中で、「その他必要なもの」、「町長が認めるもの」などの文言を入れたい。

委員：やはり町がどうしても進める必要があること、町民がいくら反対してもやらなければならないことがあるのではないか。

- ・何か具体的に参画手続を行うことが困難なものはあるか。

事務局：例えば市町村合併で市役所の位置をどこにするかなどは難しい。

委員：「軽微なもの」はどこまで軽微なのかも難しい。

- ・ある程度自治体として融通性を持たせて置かないと、何から何まで教科書どおりには行かない。良いことばかり並べるだけではいけない。ある程度抜け道のあるようにしておかないと身動きがとれなくなる。表現は悪いが、そういう部分が必要だと思う。

事務局：「～しなければならない」とか「努めるものとする」などで対応したい。

委員：行政サイドにある程度泳げる部分がないと、全部縛られてしまう。そのあたりの配慮が必要である。

(提出された意見の取扱い) (公表の方法)

(資料 2 P8) 読み上げ説明。

【主な意見等】

委員：公表の方法は、いずれかの方法で知らせると注釈が必要なのでは。また、不開示情報とは何か。

事務局：個人情報などであり情報公開条例にも規定されている。

委員：不開示情報に当たることを説明するのか、それとも問い合わせがあってから不開示情報なので回答できないと説明するのか。

事務局：不開示情報であり、回答できないことを説明する。

委員：不開示情報を「除き」と定めてあり、このままの文章では少し違うのでは。

・「不開示情報であることを知らせる」などにしてはどうか。

事務局：内容としては不開示情報であり回答できないことを公表する。言い回しについては検討する。